

実績評価シート

担当課長：自然環境局総務課長

<p>施策名</p>	<p>自然環境保全と自然とのふれあいの推進</p>	
<p>1 施策の概要</p>	<p>人間活動の規模の拡大や広がりに伴い自然環境の改変が進み、自然林や二次林、藻場・干潟、自然海岸等が減少するとともに、多くの野生生物種が絶滅の危機に瀕している。一方、里山の価値が見直され、身近な自然とのふれあいの場への要求が高まっている。</p> <p>このため、生物多様性保全とその持続可能な利用に係る中長期的な国の方針「生物多様性国家戦略」を策定し、保護地域の設定や各種開発行為の規制による自然性の高い地域の保護、自然との豊かなふれあいの確保のための各種施設の整備とソフト事業の展開、野生生物の保護管理のための各種規制の着実な実施と希少野生動植物の保護増殖事業、生物多様性条約等を通じた国際協力の推進等を実施する。</p>	
<p>2 (1) 施策の目的、目標・達成時期</p>	<p>2 (2) 達成状況</p>	
<p>(1) 平成 13 年度中に見直し予定の生物多様性国家戦略を踏まえ、自然環境保全の各分野に生物多様性保全の観点により強く組み込んでいく。</p> <p>(2) 現にある自然の保護と利用に加え、里山地域や都市において積極的に自然を再生していく。</p> <p>(3) 野生生物の種の保存と適正な保護管理により、生物多様性を維持する。</p> <p>(4) 自然とのふれあいを求める国民のニーズに的確に応えるとともに、自然とのふれあい活動を通じて、自然への理解の深化、自然を大切にしたい気持ちの育成を図る。</p> <p>(5) 動物の愛護管理のための施策を進め、人と動物との共生を図る。</p> <p>(6) 開発途上国に対する支援等により、国際的な生物多様性の保全を図る。</p>	<p>(1) 生物多様性国家戦略について、平成 13 年度中を目途に見直し作業中。新生物多様性国家戦略に基づき、各施策を生物多様性保全の観点から見直していく。</p> <p>(2) 干潟・藻場等の貴重な生態系の減少、二次林等の身近な自然の減少は続いている。</p> <p>(3) アホウドリの繁殖に成功するなど一部進展が見られるが、依然として多くの野生生物が絶滅の危機に瀕している。</p> <p>(4) 自然公園等事業による各種施設整備、自然に親しむ行事、自然解説活動等により、自然ふれあい活動が推進されている。</p> <p>(5) 動物の愛護と適正飼養に関する国民意識が向上しつつある。</p> <p>(6) アジア太平洋諸国における生物多様性の保全のための取組が進みつつある。</p>	
<p>3 課題の体系</p>	<p>(1) 生物多様性の確保に係る施策の総合的推進 総合的推進 国際協力</p>	

- (2) 原生的な自然及びすぐれた自然の保全
 - 自然環境保全地域等の保全管理
 - 国立公園の保全管理
- (3) 二次的自然環境の維持形成
- (4) 湿地の保全
- (5) 自然的環境の回復
- (6) 野生生物の保護及び管理
 - 希少野生動植物種の調査とリストアップ
 - 希少野生動植物種の保護
 - 移入生物対策
 - 鳥獣保護の推進
 - 渡り鳥の保護
- (7) 動物の愛護及び管理
 - 動物愛護管理に関する基準・指針等の策定等
 - 動物の愛護管理に関する普及啓発
 - 都道府県等の取組への支援
- (8) 自然とのふれあいの推進
 - 自然とのふれあいの場の整備
 - 自然とふれあうための機会や情報の提供
 - 自然とのふれあい活動のサポート
 - 温泉の保護と適正利用
- (9) 基礎的調査等による施策の基盤整備
 - 自然環境保全のための施策の策定に必要な情報の収集・整備

4 評価

新生物多様性国家戦略を踏まえ、生物多様性保全の観点を各種施策に組み込んでいくことにより、生態系、種、遺伝子の各レベルにおける生物多様性の保全を図ることが可能となる。

自然再生型事業を、各省連携して、また、地元自治体や NPO 等の参加を得て実施することにより、進行しつつある自然の減少をくい止め、生物多様性保全に資することが期待される。

野生生物の保護管理に当たって、地域の生態系の保全を視野に入れた総合的な対策を講じていく必要がある。

動物の適正飼養に関する理解を深めるため、より効果的な方策を検討する必要がある。

自然公園等事業による施設整備の質の向上とともに、より効果的な自然ふれあい活動の推進方策を検討・実施することにより、自然ふれあい活動のより一層の充実を図る必要がある。

アジア太平洋地域を中心とする諸外国における生物多様性保全のため、各国との共同調査・研究、情報交換等を進める必要がある。